

新総合庁舎の整備計画概要

【担当課】 総務課総合庁舎整備担当 ☎03 - 5654 - 8393

現在の総合庁舎の課題

- ▶サービス提供スペースの狭さ、非効率な執務スペース
待合スペースが狭く、通路と共用になっているなど来庁者へのサービス提供スペースが十分ではありません。
- ▶利用しにくい建物構造、バリアフリー対応が不十分
来庁者にとって分かりにくい構造になっています。また、議会棟にエレベーターがないなどバリアフリー対応が十分ではありません。
- ▶災害対策本部としての機能・防災性能の不足
耐震性能の目標値を満たしておらず、電気設備などが地下フロアに設置されているため、地震や水害が発生した際に庁舎機能に大きな影響を与える可能性があります。
- ▶建物・設備の老朽化
本館・議会棟は建築から60年、新館は44年が経過しています。経年劣化が目立っており、今後も使い続けるには多額の維持・修繕費用が将来にわたって必要となります。

これらの課題に対して、改修だけでは解決することが困難なため、建て替えによる整備を行うことにしました。

新総合庁舎は以下の重点整備項目をもとに検討を進めています

1 便利で快適な区民サービス

- ▶戸籍や住民票、健康保険、子育てなどに関する各種手続きを1つの窓口(ワンストップ)で完結できる「(仮称)区民総合窓口」を設置することで、便利で分かりやすくスピーディーな窓口サービスを提供します。
- ▶待ち時間を快適に過ごせる空間として喫茶コーナー、キッズスペース、授乳室、区政紹介スペースなどを設置します。

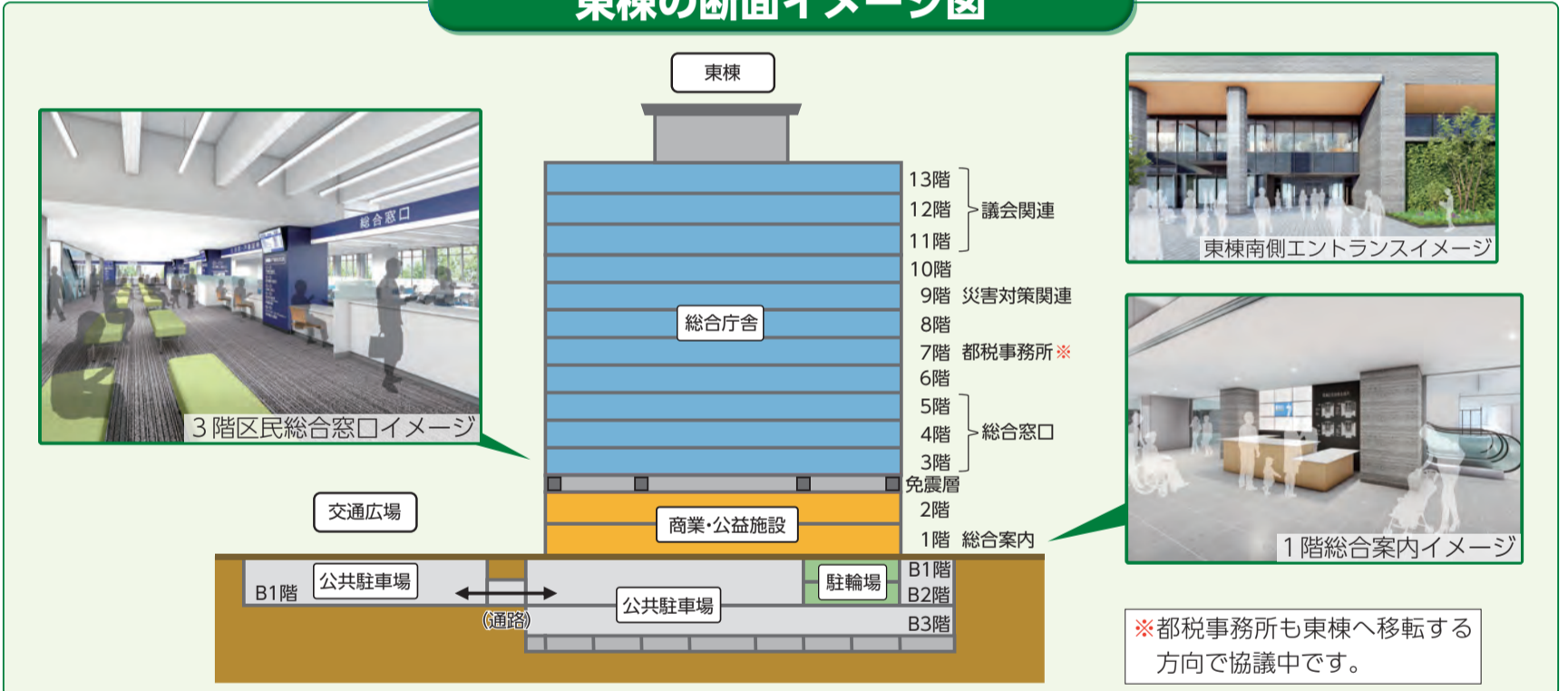
2 防災機能の強化

- ▶3階に床下中間層免震構造を採用し、一般的な建物の1.5倍に相当する耐震安全性を確保します。
- ▶ライフライン途絶時(7日間程度)においても、電力・通信・水を確保します。
- ▶災害対策本部が十分に機能するスペースを9階に集約配置します。

3 地球温暖化対策のモデルとなる庁舎

- ▶省エネルギー技術や再生可能エネルギーの利用を促進し、環境負荷の低減に取り組みます。

東棟の断面イメージ図



「葛飾区役所の位置を定める条例」を制定する議案を区議会の令和4年第4回定例会に上程(提出)する予定です(葛飾区庁舎の移転が正式に決定するには、この議案が可決される必要があります)

高齢の方や障害のある方で構成される世帯の方へ 防災器具設置に対する補助金制度をご利用ください

【担当課】 地域防災課 ☎03 - 5654 - 8254

申請方法など、詳しくは設置前にお問い合わせください。

【内容・補助額】

- ①住宅用家具転倒防止器具/上限額3万円
- ②ガラス飛散防止フィルム/上限額2万円
- ③感震ブレーカー/上限額2万円

【申請期間】

- ①は10月31日(月)まで
- ②・③は令和5年3月31日(金)まで

いずれも

【対象】

- 区内在住で世帯全員が次のいずれかに該当する世帯
- ▶満65歳以上
- ▶身体障害者手帳(1・2級)または愛の手帳(1・2度)の交付を受けている



国民健康保険・東京都後期高齢者医療制度に加入している方へ

新型コロナウイルス感染症に伴う 傷病手当金の適用期間を延長します

【担当課】 国保年金課

支給には申請が必要です。申請前に必ず電話でお問い合わせください。

【適用期間・対象】

- 令和4年12月31日までに新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなくなった方
- ※給与などの支払いを受けている方に限ります。個人事業主やフリーランスの方は対象となりません。
- ※傷病手当金の支給申請をできる日から2年を経過すると申請できなくなります。

【問い合わせ】

- ▶国民健康保険について
国保年金課 ☎03 - 5654 - 8212
- ▶東京都後期高齢者医療制度について
広域連合お問い合わせセンター ☎0570 - 086 - 519

10月22日(土)~31日(月)は「第39回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン」期間です。 自転車は駐輪場や決められた場所に正しく置きましょう。 【担当課】 交通政策課 ☎03 - 5654 - 8386

PR動画はこちらから